

答 申 書

(答申第12号)

平成14年11月8日

1 審査会の結論

異議申立人の子に係る平成10年度北海道〇〇〇高等学校入学者選抜資料である個人調査書の「記入者氏名欄」、「点検者印欄」、「行動の記録欄」、「その他参考となる事項欄」及び「各教科の学習の記録」中「第3学年の観点別学習状況」の「評価欄」を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、平成10年度北海道〇〇〇高等学校（以下「本件高校」という。）定時制課程の入学者選抜資料として異議申立人の子（以下「本件受検者」という。）の出身中学校から提出された本件受検者の個人調査書（以下「本件調査書」という。）である。

本件調査書には、出願先高等学校（本件高校）名、出身中学校長名、記入者氏名、学籍の記録、特別活動の記録、行動の記録、進路指導の記録、出欠の記録、特記すべき疾病等、その他参考となる事項、各教科の学習の記録、特記事項、点検者印などが記録されている。

北海道立高等学校の入学者選抜は、毎年北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）が定める道立高等学校一般入学者選抜要項により実施されており、個人調査書は、同要項に定める様式に基づき中学校長が作成し、出願先の高等学校長に送付する資料であり、本件高校の定時制課程の入学者選抜は、個人調査書、学習成績一覧表及び面接の結果を総合的に評価して判定されている。

そのうち、個人調査書は、中学校生活の学業成績や生活態度等を把握することができる資料として、全日制、定時制ともに入学者選抜に当たっての重要な資料とされており、平成10年度道立高等学校入学者選抜の手引（平成9年10月17日付け北海道教育委員会教育長通知）によると、個人調査書の行動の記録欄及び各教科の学習の記録欄（ただし、両欄とも第3学年については、出願の時点までの状況を踏まえて記入する。）の記入は、出身中学校で作成する生徒指導要録に基づくものとされているが、他にも出席日数等個人調査書と生徒指導要録で共通する記載項目があり、これらは同じ情報が記録されることとなる。

なお、異議申立人は、過去に札幌市教育委員会に対し、本件受検者に係る中学校生徒指導要録を札幌市個人情報保護条例（平成7年札幌市条例第35号）に基づき開示の請求をし、それに対する一部開示決定処分を不服として審査請求をし、札幌市個人情報保護審査会の一部開示としたことは相当ではないとの答申を得て、その結果、当該文書の全部の開示を受けている。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報に北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第18条第1号又は第7号に規定する非開示情報（以下条例第18条第1号に該当する非開示情報を「1号情報」、同条第7号に該当する非開示情報を「7号情報」という。）が記録されているとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

その内容は、記入者氏名欄及び点検者印欄の記録が1号情報に、行動の記録欄、その他参考となる事項欄（以下「参考事項欄」という。）及び各教科の学習記録のうち第3学年の観点別学習状況の評価欄（以下「評価欄」という。）の記録が7号情報に該当するとして、それぞれ当該部分を非開示としたものである。異議申立人は、非開示とした部分について取消しを求めていることから、これらを非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第18条第1号は、実施機関は、開示請求に係る個人情報が、開示請求者以外の個人に関する個人情報を含む場合であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる旨定めている。

「当該個人の正当な利益を侵すおそれがある」とは、法令又は社会通念に照らして、当該個人が有すると考えられている利益が侵されるおそれがある場合をいい、当該個人の正当な利益が侵されるかどうかについては、具体的には、開示請求者と当該個人との関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものと解される。

なお、開示請求者が当該個人情報を知り得る立場にあることが明らかである場合や、当該個人情報が何人でも知り得るものである場合は、個人の正当な利益を侵すおそれはないものと考えられる。

イ 記入者氏名欄及び点検者印欄について

(ア) 記入者氏名欄は、個人調査書の必要事項を生徒指導要録等の資料に基づいて作成した者の氏名等を記入する欄であり、出身中学校の教員の氏名及びその印影が記録されている。個人調査書は、通常は、学級担任である教員が作成するものである。

点検者印欄は、個人調査書の提出先である高等学校で、記載事項の点検等を行った者の印を押す欄であり、本件高校の教員の印影が記録されている。

(イ) 実施機関は、記入者氏名欄及び点検者印欄が開示されると受検者が自身の評価と比較し、記入者及び点検者の評価に不信感や誤解等を招き、教師と生徒との信頼関係を損なうおそれがあるなど、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められることから1号情報に該当すると主張する。

(ウ) そもそも個人調査書は、長期間にわたる教育指導の成果として、教員が教育者としての専門的知識と経験に基づき生徒の評価を記載し、かつ、当該生徒に対しては、その評価内容を反映させた教育指導を行っているはずであるから、当該記入者がその職責を誠実に果たしているのであれば、生徒がその評価を知ったとしても不信感や誤解を持つものとは考えられないし、また、仮に不信感や誤解を持

たれたとしても、当該生徒に対し適切な説明をすることにより対応が可能であると考えられ、そのような説明をすることも教育者である教員の職責の一部であると考えられる。

また、記入者である出身中学校の教員や点検者である本件高校の教員が公務員であること、本件調査書への記入等が公務としてなされたことは明らかであるが、情報公開制度では、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の職及び氏名は、非開示とされる個人に関する情報に該当せず原則開示されることが通例であることから、個人情報に公務員の職務の遂行に関する情報が含まれている場合に、当該公務員の職及び氏名を開示しても社会通念上当該公務員の有する正当な利益が侵されるおそれは少ないものと考えられる。

なお、記入者欄についていうと、個人調査書の記入者は、通常は当該生徒の学級担任であること、異議申立人が札幌市教育委員会から開示された文書等により記入者が当該学級担任であることを既に知っていたと考えられること、また、点検者印欄についていうと、点検者印欄は、個人調査書を記入した者ではなく、出願先の高等学校の教員で記載事項の点検等を行った者の印が記録されているのであって、この者が評価等を行ったものではないことが明らかであることから、これらを開示したからといって当該個人の有する正当な利益が侵されるおそれはないものと考えられる。

以上のことから、記入者氏名欄及び点検者印欄は、開示したとしても当該個人の正当な利益が侵されるおそれはないものと考えられ、1号情報には該当しないものと判断する。

(4) 7号情報の該当性について

ア 条例第18条第7号は、実施機関は、開示請求に係る個人情報、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる旨定めている。

本号が適用される場合としては、開示することにより、今後の本人に対する診療、指導等の事務を適正に行うことに著しい支障を生ずるおそれがある場合だけでなく、今後の反復継続して行われる本人以外の者に対する診療、指導等の事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合も含まれると解される。

イ 行動の記録欄、参考事項欄及び評価欄について

(ア) 行動の記録欄には、第1学年から第3学年までの各学年ごとに、「基本的な生活習慣」、「明朗・快活」、「自主・自律」など16の項目について該当する個所に○印が付されるものであり、○印を付す欄が非開示とされている。

参考事項欄には、他の欄に記載されていない事項、例えば出願者の特徴・特技等、学校内外における奉仕活動等、表彰を受けた行為や活動（文化活動・スポーツ活動等）の状況など、出願者の長所を把握する上で参考となるような事柄を記入することとされており、本件調査書にも、本件受検者の所属した部活動のことや、趣味、特技などが記録されている。

評価欄には、第3学年の観点別学習状況として、国語、社会、数学、理科、音

楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科ごとに4項目ずつ評価の観点に記載され、出願の時点における学習状況を踏まえ、特に優れている観点に○印が記入されることとされている。

- (イ) 実施機関は、行動の記録欄、参考事項欄及び評価欄には、当該生徒の行動等について裁量的要素を含んだ評価を記入するものであり、これらの記録を開示することにより、評価の公正性や客観性を確保することが困難となるおそれがあり、今後反復継続して行われる生徒の評価に関する事務の適正な執行等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められることから7号情報に該当すると主張する。

また、当該部分を開示した場合、個人調査書の記入者が、受検者が自己評価と比較し疑問や不満を持つことなどを懸念する結果、開示されることを前提とした記載内容となり、形骸化するおそれがあり、実施機関が入学者選抜の合否判定の要素として個人調査書の提出を求めることの意義を失わせることとなり、入学者選抜事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められ、7号情報に該当する旨も主張する。

- (ウ) 教育上なされる評価は、当該生徒の教育資料等となるものであるから、たとえそれが教員の裁量による評価・判断であっても、恣意に陥ることなく、正確な事実・資料に基づき、本人及び保護者からの批判に耐え得る適正なものでなければならない。教育は、当該生徒の長所を伸ばすとともに短所や問題点も指導・改善して、当該生徒の人格の完成を図るものであると考えられる。

そのような観点から、行動の記録欄、参考事項欄及び評価欄について検討してみると、これらの記録は、裁量的要素を含むものとはいえ、全く自由に主観的に判断するものではなく、当該生徒の学習状況や行動など客観的な事実に基づいて該当する項目に○印を付し、又は部活動や趣味などの長所について具体的な記載がなされるものであり、これらの記録を開示したからといって、評価の公正性や客観性を確保することが困難となるおそれがあるものとは認められない。

実施機関は開示を前提とした記載内容となれば、形骸化するおそれがあると主張するが、教員は生徒各人について教育者としての専門的知識、経験に基づき客観的、公平に評価すべき職責を有しているものと考えられ、教員が誠実にその職務を遂行する限り形骸化するとは考えられないものである。

また、仮に生徒がその評価を知り不信感や誤解を抱いた場合でも、事実に基づく客観的な評価であれば、当該生徒に対し適切な説明をすることによって対応が可能であるし、そのような説明をすることも教育者である教員の職責の一部であると考えられる。

したがって、行動の記録欄、参考事項欄及び評価欄は、開示したとしても入学者選抜事務の執行等に著しい支障を生ずるおそれはないものと考えられ、7号情報には該当しないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成14年 5 月 24日	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問書の受理○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象個人情報の写し）の提出
平成14年 9 月 10日 （第22回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 異議申立人の意見陳述及び意見書（平成14年 7 月 12日付け）の提出○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 審議
平成14年10月31日 （第23回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成14年11月 8 日	<ul style="list-style-type: none">○ 答申